

4 健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標

ア 指標の状況

目標項目	対象	ベースライン値	現状値	目標値	評価
①地域のつながりの強化 (居住地域でお互いに助け合っていると思う県民の割合の増加)	総数	45.7%	32.4%	65%	d
②健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている県民の割合の増加	総数	3.5%	2.4%	28%	c
③健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業登録数の増加	総数	5社	39社	35社	a
④健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加	総数	260	—	380	d

策定時のベースライン値と直近の実績値を比較	項目数
a 改善している	1
b 変わらない	
c 悪化している	1
d 評価困難	2

- 居住地域でお互いに助け合っていると思う割合は、ベースライン値と同じデータソースによる現状値が把握できないため、評価困難とした。
しかし、国の平成27年（2015年）の値は55.9%であり、これに比べ、本県の平成29年（2016年）の値は32.4%で、国の値を下回っており、目標値を達成できない状況である。
- 健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている割合（健康や医療サービスに関わっている割合）は、平成23年（2011年）のベースライン値の3.5%から平成28年（2016年）の値は2.4%であり、減少傾向にある。
- 健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業登録数は、順調に参画企業数が増加し、平成29年（2017年）に39社となり、目標値を既に達成している。
- 健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数のベースライン値は禁煙を支援する薬局数としている。
目標値は（公益社団法人）日本栄養士会が推進している栄養ケアステーションの全国設置目標数の算出方法を参考に、本県における設置見込数を推計し、ベースライン値に加算して目標数を設定している。
しかし、日本栄養士会が栄養ケアステーションの認定制度の開始が遅れ、本県の取組も開始されていないため、評価困難とした。

イ 関連した取組

- 平成24年（2012年）に一部改正された地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」にソーシャル・キャピタルの概念が明記され、都道府県・市町村レベルで住民組織を通じたソーシャル・キャピタルを醸成・活用する取組が推進されている。

ソーシャル・キャピタルとは、人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴である。

- 個人の主体的な健康づくりの取組みに加えて、企業・団体等と連携し、一体となり、良好な社会環境の構築を推進するため、特に健康づくりに先進的に取り組んでいる企業・団体と県は、健康づくりに関する連携協定を締結している。

また、食育推進活動に協力できる企業・団体を社会資源として活用するために、ぐんま食育応援企業登録制度を実施している。

- 健康づくりの環境整備として、飲食店等の協力を得て、県民の食生活を支援するための健康メニュー、健康サービス等に協力できる飲食店等を登録する制度を新たに検討し、健康づくり協力店登録制度として平成30年（2018年）4月に開始した。

また、県民への健康情報提供に協力できる飲食店、デパート、スーパーマーケット、公共施設等を健康情報ステーションとして登録している。

ウ 今後の課題

- 「地域のつながりの強化」における現在の指標は評価困難となっているが、評価指標の妥当性と信頼性について検討し、指標の見直し・変更を行う必要がある。

- 健康づくりに関する連携協定について、今後新たな連携企業・団体等とどのような取組が推進できるのかを把握し、より効果的な連携協定の締結を推進することが必要である。

また、連携協定を締結している企業・団体等と連携・協働した健康づくりの取組についても協議を行い、具体の事業を展開することが必要である。

- 健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数として、日本栄養士会が推進する栄養ケアステーションの認定制度が平成30年（2018年）4月から開始した。

本県においても（公益社団法人）群馬県栄養士会と連携し、認定を受けることができるとする栄養ケアステーションの設置を支援することが必要である。

また、栄養ケアステーションで活動できる専門職種の人材を育成するとともに

に、県民が身近な地域で専門的な支援・相談が受けられるよう、市町村や医療機関等と連携を図り、県民に活動拠点を周知することが必要である。